

令和6年8月10日

お客様各位

封印取付受託者の不適切な取り扱いに関する国土交通省公表についてのお詫び

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の封印業務の不適切な取り扱いに対し、中部運輸局より下記の通り再発防止の策定と実施の徹底について指導を受けました。

今般、指導を受けるに至ったことを深く反省するとともに、弊社をご利用いただいておりますお客様ならびに取引先の皆さまの信頼を損ないましたことを深くお詫び申し上げます。

この度の指導を真摯に受け止め、法令を遵守した正しい仕事を通してお客様に安全・安心をご提供できますよう、適正な作業手順の構築や法令遵守に関わる教育の徹底、監査体制の見直しなど社内ガバナンスについての仕組みと体制と見直して、取り組んでまいります。

記

1. 公表内容

- 封印取付け委託停止 6か月間（2024年8月9日～2025年2月8日）

2. 不適切な取り扱いの内容

- 使用済み封印の再利用（一度取付けられていた封印を再度車両に取付ける行為）
- 新規登録をした自動車への封印取付けの未実施

3. 不適切な取り扱いの経緯・原因

〈経緯〉

- 後部ナンバープレートを取り外す必要がある場合、本来であれば封印を壊して外し、再度ナンバープレートを取り付ける際、車両を運輸支局へ持ち込み再封印の手続きを行わなければならないところ、封印を壊さずに外し、再利用することがありました。
- 希望番号ナンバープレートが交付されるまでの間、最初に付与された一連番号のナンバープレートを取り付けしないことがありました。

〈原因〉

- 運輸支局に車両を持ち込む時間を省くなど、委託業務の適正性に対する誤った認識をしておりました。
- 会社としても国から受託している封印業務に対する意識が低く、業務管理を怠っていました。
- 封印業務に関する指導教育と現場管理が行き届いておらず、定期的に行われる社内監査においても不適切な取り扱いの事実を認識することが出来ませんでした。

4. 今後の対応

- 取り付けられている封印機能に問題はなく、基本は交換いただく必要はございません。ご心配のお客さまにはご相談、対応させていただきますのでお申し出ください。

- ・委託停止期間中は、お客様にご迷惑をお掛けしないよう弊社での封印は行政書士等の協力を頂き対応して参りますのでご理解を頂きたくお願ひ致します。なお、かかる費用は弊社が負担し、お客様に請求することはございませんのでご案内いたします。

以上を踏まえまして、潜在化している様々な問題点を洗い出す為、経営陣・本部も現場に入り込み、各拠点の全工程を一から見直し、適正な作業手順を構築してまいります。更に今回の事実を忘れない為、全ての従業員を対象に、定期的な勉強会や法令に係る情報発信を継続実施し、法令遵守に関する意識と知識の向上に努めてまいります。

最後になりますが、これからもお客様が安心して弊社をご利用いただけるよう、全社一丸となり企業風土や環境の改善を行い、信頼回復に取り組んでまいります。

以上

愛知トヨタEAST株式会社
代表取締役社長 大森 治

愛知トヨタWEST株式会社
代表取締役社長 今枝 実

【本件に関するお問い合わせ先】

愛知トヨタEAST 052-882-0011
愛知トヨタWEST 052-882-0055

受付時間：会社定休日および日曜日、月曜日、祝日は除く
10:00～12:00 13:00～17:00